**NR １　総則**

**発行　　　　　　　　　　連邦官報**

1978年06月08日　GM通達　第3.214号 　1978年07月06日

**更新　　　　　　　　　　連邦官報**

1983年03月09日　SSMT通達　第06号 1983年03月14日

1988年02月07日　SSMT通達　第03号 1988年03月10日

1993年09月17日　SSST通達　第13号 1993年09月21日

2009年03月04日　SIT通達　第84号 2009年03月12日

**1.1**労働安全と医学に関連する規制基準 - NRは、労働集約法－CLTによって管轄された従業員を有する、民営と公営企業、および直接および間接的な行政の公的機関、同様に立法、司法機関による必須遵守である。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.1.1**規制基準－NRに含まれる規定は、業務を請け負った自営業者、事業体または企業、およびそれぞれの専門種のカテゴリーを代表する組合にも適用される。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.2**規制基準－NRの遵守は、企業が、これらの事項に関して、州または地方自治体などの労働基準または衛生規制に含まれている条項、および団体交渉協定や合意書から生ずるその他の条項を遵守しなくても良いことにはならない。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.3**労働安全健康局－SSSTは、労働災害予防全国キャンペーン（CANPAT）、労働者の食糧計画－PAT、を含む労働安全と労働医学に関連する活動の調整、指導、管理、監督、ならびにすべての国内における労働安全と労働医学に関する法律および規制の規則の遵守の監査を担当する機関である。*（1993年09月17日付け通達　第13号による変更）*

**1.3.1**さらに労働安全健康局－SSSTは、労働安全と労働医学に関して地方労働検察庁によって下された決定の最終的な自主的または法的な上訴の権限も担っている。*（1993年09月17日付け通達　第13号による変更）*

**1.4**地方労働検察庁－DRTは、管轄権の範囲内で、労働災害予防全国キャンペーン－CANPAT、労働者食糧プログラム － PAT、労働安全と労働医学の活動、および労働安全と労働医学に関する法律の規定の厳守の監査を行うための地方管轄機関である。*（1993年09月17日付け通達　第13号による変更）*

**1.4.1**さらに管轄権の範囲内で、地方労働検察庁－DRT、または海事労検察庁－DTMは、下記を担っている：*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

a）労働安全と労働医学に関する法律および規制の規定を忠実に遵守するために必要な措置を適用する；

b）労働安全と労働医学に関する法的および規制の規定を遵守しなかったことに対して適切な罰則を科す；

c）工事の差し止め、事業所、業務部門、工事現場、作業場、職場、機械と設備の操業停止をおこなう；

d）不健康状態の排除および/または中和のために、期限を定めて企業に通告する；

e）労働雇用省－MTbに登録された労働医または労働安全エンジニアがいない場所での、労働安全と労働医学に関する鑑定を行うための司法手続に対応する。

**1.5**労働安全と労働医学に関する法律および規制の規定の遵守について、企業に対する監査および/または指導の権限を、労働省によって認可された協定に基づいて、連邦、州および市のその他の機関に委任することができる。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.6**規制基準－NRを運用する目的で、下記を考慮する：*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

a）**雇用主**－経済活動のリスクを前提とし、業務の人的提供を採用し、賃金を支払い、そして業務の人の実施を統治する、個人または団体企業である。労働者を従業員として採用する、自由業、慈善団体、レクリエーション団体、その他非営利団体なども雇用主として同等に扱われる；

b）**従業員**－この依存と給与のもとで雇用主に非偶発的な性質の業務を提供する個人；

c）**企業**－雇用主が自分の目的を達成するために使用される、組織を構成する事業所または事業所の一体、工事現場、作業場、職場及びその他；

d）**事業所**－工場、精油所、発電所、事務所、店、修理所、倉庫、研究室など、異なる場所で事業を行っている企業の各ユニット；

e）**業務部門**－同じ事業所に含まれる管理または操業の最小ユニット；

f）**工事現場**－一つの工事の建設、解体または補修の支援と執行の作業が行われる固定および臨時の作業区域；

g）**作業場**－一つの工事の建設、解体または補修への支援と執行の作業が行われるの移動および臨時の作業区域；

h）**職場**－作業が行われる場所。

**1.6.1**　一社またはそれ以上の企業がそれぞれ独自の法的性格を持っているが、産業、商業、またはその他のいかなる経済活動のグループを構成している他の企業の指揮、管理または統治の下にある場合は、 規制基準－NRを適用する目的で、主な企業とそれぞれの従属企業の連帯責任である。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.6.2**規制基準－NRを適用する目的で、工事現場または作業場を含むか否かにかかわらず、技術工事は、特定のNRに別段の定めがない限り、施設とみなされる。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.7**雇用主の責任：*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

a）労働安全と労働医学に関する法律および規制の規定を遵守、実施する；

b）労働安全と労働医学に関する作業指示書を作成し、通達、ポスターまたは電子的手段を通して従業員に知らせる；*（2009年03月04日付け通達　第84号による変更）*

*注： 04/03/09付け通達　第84号による変更によって、本項のすべての号（I、II、III、IV、VおよびVI）は廃止された。*

c）労働者に知らせる：*（1988年02月07日付け通達　第03号による変更）*

I.　職場で起こりうる職業上のリスク；

II.　このようなリスクを予防および阻止する方法、および企業によって取られた措置；

III.　 労働者自身が受ける健康診断および追加診断検査の結果；

IV.　 職場で行われた環境評価の結果。

d）労働者の代表者が、労働安全と労働医学に関する法的および規制の規則に基づく監査に同行できるようにする；*（1988年02月07日付け通達　第03号による変更）*

e）労働に関係する事故または疾病の場合に採用すべき手順を決定する。*（2009年03月04日付け通達　第84号による追加）*

**1.8**　従業員の責任：*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

a）雇用主によって発行された作業指示書を含む、労働安全と労働医学に関する法律および規制の事項を遵守すること；*（2009年03月04日付け通達　第84号による変更）*

b）雇用主が提供する個別保護具－EPIを使用すること；

c）規制基準 - NRに規定されている健康診断を受けること；

d）規制基準 - NRの適用において企業と協力すること。

**1.8.1**違反行為とは、従業員が上記項目の規定の遵守を正当な理由なく拒否することである。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.9**労働安全と労働医学に関する法律および規制に関する規定を遵守しなければ、雇用主に対して関連する法律に定められた処罰を適用することになる。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*

**1.10**規制基準－NRの履行において生じる疑念、漏れが確認された場合は、労働安全と労働医学局 - SSMTによって決定される。*（1983年03月09日付け通達　第06号による変更）*